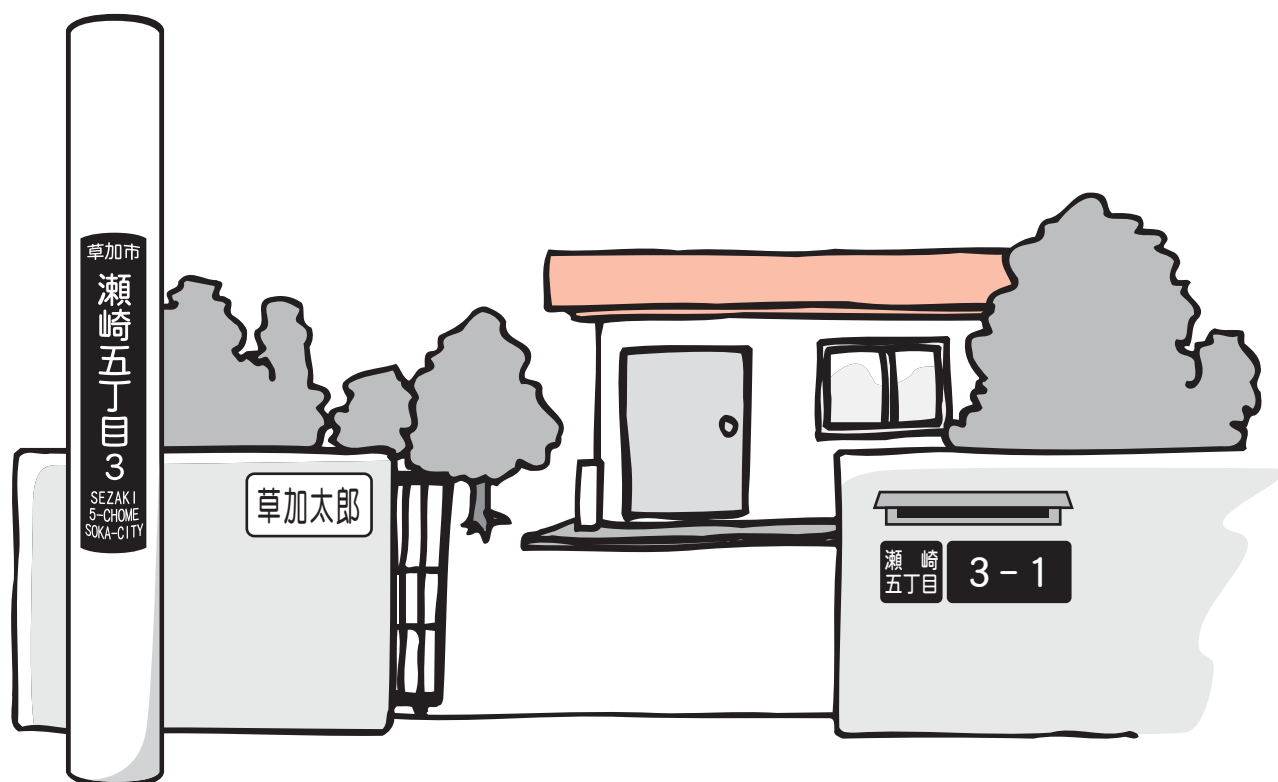


# 住居表示のしおり

平成23年7月18日(月)から  
住所の表し方が変わります



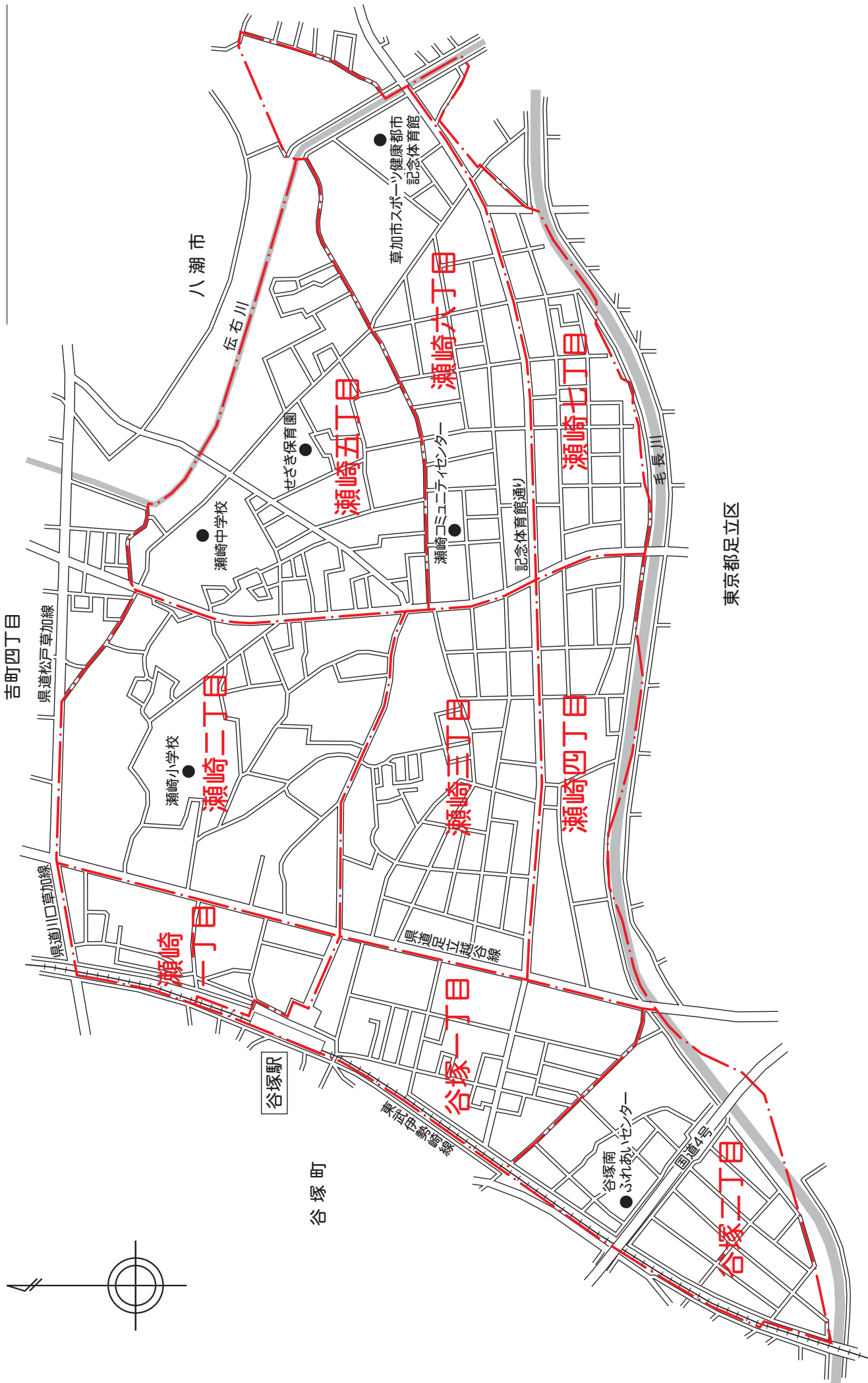
お問い合わせは...

草加市役所 都市整備部 地域整備課

〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号

TEL 048-922-0151(代) 内線4261・4262

# 新町名図



---

# はじめに

---

皆さまのお住まいの地区では、住居表示の実施により、平成23年7月18日(月)から、住所の表し方が変わります。

このしおりでは、新しい住所等の表し方や、必要となる手続きについてご案内いたします。

住居表示は、安全・安心なまちづくりのための制度として、法律に基づいて全国的に実施されています。何かとお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をどうぞよろしくをお願いいたします。

---

## 目 次

---

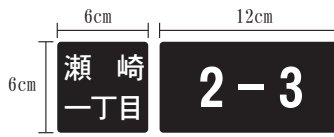
1	皆さまにお届けするもの	1
2	新しい住所等の表し方	2
3	新しい住所の定め方について	3
4	郵便番号について	3
5	住所変更の手続きについて	4
	① 住所変更手続きの必要がないもの	
	② 皆さまに住所変更の手続きをしていただくもの	
6	その他	13
	① 町会・自治会の区域について	
	② 通学区域について	
	③ ゴミの収集について	
	④ 郵便物の送付について	
7	関係機関案内	14

# 1 皆さまにお届けするもの

## ◆ 今回お届けしたもの

住居表示のしおり	<ul style="list-style-type: none"><li>住居表示の実施に伴い皆さまに知っていただきたいこと、住所変更手続きや登記申請の方法等を説明した冊子（現在ご覧いただいているもの）です。</li></ul>
通 知 書 ( 1 世 帯 1 0 枚 ) ※A4サイズ・2面割付で作成してありますので、必要に応じて切り離してお使いください。	<ul style="list-style-type: none"><li>通知書は、今回の住居表示の実施により新しく設定したあなたの住所が記載されています。<b>実施日(平成23年7月18日)以降は、新しい住所をお使いください。</b></li><li>通知書は、実施日以降、住居表示実施証明書として、各種の住所変更手続きに使用できます。枚数が不足する場合は、実施日以降、市役所市民課・各サービスセンター及び建築指導課にて、住居表示実施証明書を無料で発行します。</li></ul>
新旧対照案内図	<ul style="list-style-type: none"><li>新しい町界・町名・街区符号・旧住所（黒字）と住居表示後の住居番号（赤字）等を表したものです。</li></ul>
住居表示のお知らせ用はがき ( 1 世 帯 5 0 枚 )	<ul style="list-style-type: none"><li>新しい住所を知人・取引先などにお知らせするもので、郵便事業株が発行する無料はがきです。同封の回収用封筒に入れて、最寄りの郵便局やポストにお出してください。</li><li>ご不明な点や、配布されたはがきの枚数が不足する場合は、下記へご相談ください。 郵便事業株式会社 草加支店 草加市栄町三丁目8番1号 TEL 048-935-9731</li></ul>
登 記 申 請 書	<ul style="list-style-type: none"><li>不動産所有者等の住所変更登記に使用する書式です。詳しくは9ページ以降をご覧ください。</li></ul>

## ◆ 今後お届けするもの

本籍変更のお知らせ	<ul style="list-style-type: none"><li>本籍の変更があった方には、実施日(平成23年7月18日)以降、市民課より本籍変更のお知らせを郵送いたします。</li><li>本籍変更のお知らせ以外に本籍変更証明書が必要な方は、実施日以降、市役所市民課・各サービスセンターにて無料で発行します。</li></ul>
町名表示板 住居番号表示板	<ul style="list-style-type: none"><li>新しい住所を表示するアルミ製のプレートを、門や玄関などの見やすい所に取り付けます。作業員が伺いますので、取付場所のご指示をお願いします。(平成23年6~7月頃を予定しています。)</li></ul>  <p>※見本です。</p>

## 2 新しい住所等の表し方

住居表示制度は、住所や会社の所在地の表し方を「番地」から「住居表示」に改めるものです。

◆ **住所** …… 「町名」と「街区符号」・「住居番号」で表します。

**実施前**

草加市 瀬崎町 9 2 5 番地 2



**実施後**

草加市 瀬崎五丁目 3番 1号  
新町名 街区符号 住居番号

◎ 団地・マンション・アパートなどで部屋番号を住居番号に含める場合

**実施前**

草加市 瀬崎町 9 2 5 番地 2  
〇〇マンション123号室



**実施後**

草加市 瀬崎五丁目 3番 1-123号  
新町名 街区符号 住居番号

※ 部屋番号を住所に用いた場合は、マンション名等を方書としてつける必要がなくなります。

◆ **本籍** …… 町名だけが変わります。

**実施前**

草加市 瀬崎町 9 2 5 番地 2



**実施後**

草加市 瀬崎五丁目 9 2 5 番地 2  
新町名

◎ 実施日(平成23年7月18日)以降、「転籍届」により、番地を住居表示の街区符号(〇番)に変更することができます。

草加市 瀬崎五丁目 3番  
新町名 街区符号

※ 住居番号(〇号)は、本籍には表示できません。

◆ **不動産(土地・建物)** …… 町名が変わり、字(あざ)が廃止されます。

**実施前**

草加市 瀬崎町 字大淵 9 2 5 番地 2



**実施後**

草加市 瀬崎五丁目 9 2 5 番地 2  
新町名

※ 地番及び家屋番号は変わりません。法務局での登記事項証明書、市役所での固定資産税証明等の請求は、住居番号ではなく地番で申請してください。

### 3 新しい住所の定め方について

#### ◆ 町界の変更と新しい町名

町の境界を、道路・河川・鉄道などに沿ったものに変更し、わかりやすくします。

また、大きすぎる区域は適切な広さに分割し、新しい町名をつけます。

【例】 瀬崎〇丁目

#### ◆ 街区符号

新しい町の中で、道路等で囲まれた区画ごとに「街区」を設定し、順次番号を付けます。

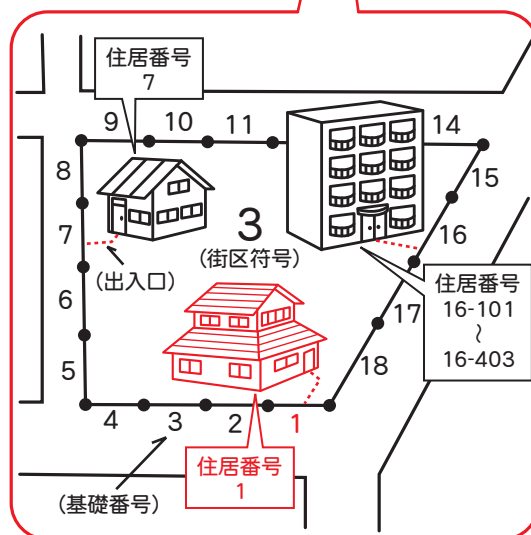
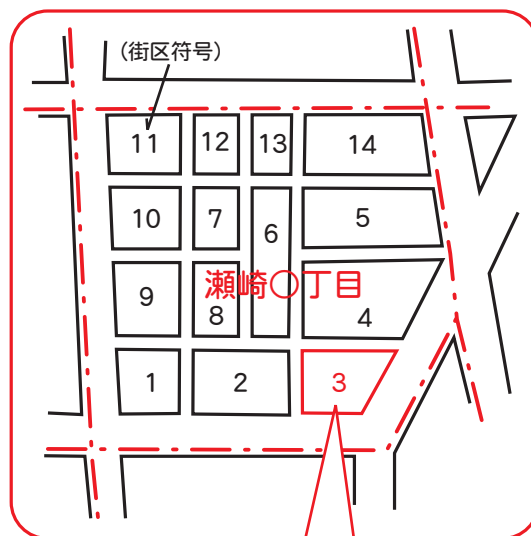
【例】 瀬崎〇丁目 3番

#### ◆ 住居番号

街区の周囲を一定間隔で区切り、連続した番号（基礎番号）をつけます。

各建物の出入口の位置に設定された基礎番号に応じて、住居番号を決定します。

【例】 瀬崎〇丁目 3番 1号



### 4 郵便番号について

新町名の郵便番号は、以下のとおりとなります。

住居表示実施日（平成23年7月18日）以降は、下記の番号をお使いください。

瀬崎一丁目～瀬崎七丁目	340-0022
谷塚一丁目・谷塚二丁目	340-0028

## 5 住所変更の手続きについて

住居表示の実施に伴い、市役所・法務局などが住所の書き換えを行うものと、皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要のあるものがあります。

それぞれ主なものをご案内しますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

### ① 住所変更手続きの**必要がないもの**

#### ■ 市役所・法務局が職権で書き換える主なもの

市役所	住民票（住民基本台帳） 戸籍・戸籍の附票 選挙人名簿 印鑑登録原票 外国人登録原票 土地、家屋課税台帳 児童手当台帳 市県民税課税台帳 ……など	市役所にある公簿類の住所欄、本籍欄、勤務先所在地などは、市役所で新しい住所に書き換えます。  ※ただし、個人が保管している証書などは、手続きが必要なものもあります。詳しくは6ページ以降をご参照ください。
法務局	土地登記簿 建物登記簿	表題部の所在欄は、法務局（登記所）で書き換えます。  ※ただし、所有名義人などの住所はご本人の申請があるまで変わりません。詳しくは9ページ以降をご参照ください。

#### ■ 新しい住所に書き換えた証書等が自動的に送付されるもの

		担 当 課	問い合わせ先 市役所 048-922-0151(代)
市役所	国民健康保険被保険者証	保険年金課	保険税係 内線3261
	後期高齢者医療被保険者証 重度心身障害者医療費受給者証	後期高齢者・重心医療課	医療担当 内線3194
	介護保険被保険者証	長寿・介護福祉課	保険料係 内線3321

#### ■ その他、手続きの必要がないもの

- ・ 公共サービス……NHK、NTT（固定電話）、東京電力、東京ガス、郵便、水道
- ・ 医師、薬剤師、助産師、看護師の免許証、薬局及び診療所など（法人除く）
- ・ 旅券（パスポート）……最終ページに旧住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所を記入してください。

※預金などについては、銀行などの金融機関へご確認ください。

## ② 皆さまに住所変更の手続きをしていただくもの

以下の表に記載されているものは、法令等により皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要があります。

一部の手続き（法人の変更登記等）を除いて明確な期限はありません。皆さまのご都合にあわせて手続きをしてください。ただし、手続きができるのは住居表示の実施日（平成23年7月18日）以降となりますのでご注意ください。

手続きには、「通知書」が必要となるものがあります。配付された枚数が不足する場合は、実施日以降、市役所市民課・各サービスセンター及び建築指導課にて、**無料**で発行する「住居表示実施証明書」が、通知書と同様に使用できます。

### ■ 自動車関係

《各手続きは実施日（7月18日）以降に行ってください》

変更していただく届出等 （事柄）	届出先	必要書類など	期限
運転免許証の住所、本籍の変更	草加警察署 草加市花栗3-2-23 TEL 048-943-0110	・運転免許証 ・通知書または住居表示実施証明書 ・本籍変更のお知らせまたは本籍変更証明書（本籍変更がある場合）	お早めに変更手続きをしてください。 （更新時でも可）
原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の所有者の住所変更	市役所市民税課 TEL 048-922-0151 内線2272	市役所で住所の書き換えを行いますので、お手続きはいりません。	
軽自動車の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	軽自動車検査協会 埼玉事務所 上尾市大字平方領領家 字前505-1 TEL 048-725-2626	・検査証記入申請書（申請書は有料です。） ・通知書または住居表示実施証明書 ・印鑑 ・車検証  ※なお、使用者と所有者が異なる場合、双方の印鑑（法人の場合は代表者印）が必要です。	お早めに変更手続きをしてください。
自動車・オートバイ（125cc超）の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 春日部市大字増戸723-1 TEL 050-5540-2028 （テレホンサービス）	・検査証記入申請書（申請書は有料です。） ・通知書または住居表示実施証明書 ・印鑑 ・車検証（軽二輪は届出済証と自賠責保険証）  ※なお、使用者と所有者が異なる場合、双方の印鑑（法人の場合は代表者印）が必要です。	お早めに変更手続きをしてください。



## ■ 住民登録等

《各手続きは実施日(7月18日)以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
住民基本台帳カード(写真付き)の住所変更	市役所市民課 TEL 048-922-0151 内線2423 各サービスセンター 受付は月～金曜日の 午前9時から午後4時まで	・住民基本台帳カード	お早めに変更手続きをしてください。
外国人登録証明書の住所変更	市役所市民課 TEL 048-922-0151 内線2425	・外国人登録証明書	お早めに変更手続きをしてください。
電子証明書の住所変更	市役所市民課 TEL 048-922-0151 内線2423 受付は月～金曜日の 午前9時から午後4時まで	・住民基本台帳カード ・運転免許証 ・健康保険証	電子申請利用時までに変更手続きをしてください。

## ■ 保険・年金関係

《各手続きは実施日(7月18日)以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
厚生年金被保険者の住所変更	勤務先	各勤務先に確認して住所変更の手続きをしてください。	お早めに変更手続きをしてください。
共済年金被保険者の住所変更	各共済組合		
国民年金第3号被保険者の住所変更	配偶者の勤務先		
国民年金・厚生年金の給付を受けている方の住所変更	越谷年金事務所と市役所で住所の書き換えを行いますので、お手続きはいりません。		
共済年金の給付を受けている方の住所変更	各共済組合	各共済組合に確認して、住所変更の手続きをしてください。	お早めに変更手続きをしてください。
恩給の給付を受けている方の住所変更	総務省 人事・恩給局 新宿区若松町19-1 TEL 03-5273-1400	自動的に書き換えられますのでお手続きはいりません。	

■ 医療・福祉関係

《各手続きは実施日(7月18日)以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届 出 先	必要書類など	期 限
生活保護受給者の住所 変更	市役所福祉課 TEL 048-922-0151 内線3141~3146	・生活保護受給者証	お早めに変更手続 きをしてください。
身体障がい者手帳の住 所変更	(18歳以上の方) 市役所障がい福祉課 TEL 048-922-0151 内線3202	・身体障がい者手帳 ・印鑑	お早めに変更手続 きをしてください。
療育手帳の住所変更	(18歳未満の方) 市役所子育て支援課 TEL 048-922-0151 内線3351	・療育手帳	お早めに変更手続 きをしてください。
タクシー券、ガソリン 券の住所変更		・タクシー券、ガソリン券	お早めに変更手続 きをしてください。
生活サポート事業利用 者の住所変更		・生活サポート事業利用 登録証	住居表示後も引き 続きそのままの状 態で使用すること ができます。 なお、7月19日以降 に担当課にお持ち いただければ、新 しい住所に書き換 えて再交付いたし ます。
障害福祉サービス受給 者証の住所変更		・障害福祉サービス受給 者証	
精神保健福祉手帳の住 所変更	市役所障がい福祉課 TEL 048-922-0151 内線3202	・精神保健福祉手帳 ・印鑑	住居表示後も引き 続きそのままの状 態で使用すること ができます。 なお、7月19日以降 に市役所障がい福 祉課にお持ちいた だければ、新しい 住所に書き換えて 再交付いたします。
自立支援医療受給者証 の住所変更		・自立支援医療受給者証 ・印鑑	
子ども医療費受給者証、 ひとり親家族等医療費 受給者証の住所変更	市役所子育て支援課 TEL 048-922-0151 内線3351	・子ども医療費受給者証 ・ひとり親家族等医療費 受給者証	住居表示実施後も 引き続きそのま まの状態を使用す ることができます。 なお、7月19日以降 に市役所子育て支 援課にお持ちいた だければ、新しい 住所に書き換えて 再交付いたします。

## ■ 会社・法人関係

《各手続きは実施日(7月18日)以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
会社・各種法人の本店 ・支店(主たる事務所・ 従たる事務所)の所在地 の変更登記 代表者等の住所の変更 登記	本店(主たる事務所)の 所在地を管轄する法務 局  支店(従たる事務所)が 変更になる場合、その 管轄法務局	・登記申請書 ・通知書または 住居表示実施証明書	本店：2週間以内 支店：3週間以内

※ 会社・法人の登記手続きについては、「会社・法人等の変更登記の手引き」をご覧ください。  
「会社・法人等の変更登記の手引き」は住居表示実施区域内の会社・法人へ配付しています。

## ■ その他

《各手続きは実施日(7月18日)以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
大気汚染防止法等の工 場に係る県への各種届 出	越谷環境管理事務所  TEL 048-966-2311	・氏名等変更届出書	30日以内

※ 市役所に提出されている書類の住所変更は職権で行います。

上記以外にも、法令等により、住所変更の届出が必要なものがあれば、それぞれ所定の手続きをしていただきますようお願いいたします。

## ■ 不動産(土地・建物)登記

《各手続きは実施日(7月18日)以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届 出 先	必 要 書 類 等	期 限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄する法務局 草加市、八潮市、三郷市内の土地・建物等については下記	①登記申請書 ②通知書または 住居表示実施証明書 ③印鑑	※手続きに期限はありませんので、売買・贈与・抵当権の設定などの事由が生じた時に合わせて手続きされても結構です。
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	さいたま地方法務局 草加出張所 〒340-0006 草加市八幡町735-1 TEL 048-936-0354～5		

### ◎ 登記申請書記載上の注意事項

- (1) 次ページ以降の記載例をご参照ください。  
(①土地と建物の場合 ②共有の土地と建物の場合 ③敷地権付き区分建物の場合)
- (2) 登記原因証明情報として、通知書または住居表示実施証明書を添付してください。  
この場合、登録免許税はかかりません。
- (3) 文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- (4) 申請書の内容は、権利証等で確認し、正確に記入してください。
- (5) 1枚の申請書で、複数の不動産について申請できます。
- (6) 申請書は、他の添付書類と共に左とじにして提出してください。  
申請書が2枚になるときは、申請人又は代理人の印でつづり目に割り印してください。
- (7) 代理人の方が手続きをする場合は委任状をお持ちください。
- (8) 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。  
登記完了証を郵送で返送することをご希望の場合は、郵便切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

記載例① 土地と建物を同時に申請する場合

4.5cm×10.5cmの  
スペースを空けてください。

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成23年7月18日 住居表示実施

住居表示後の  
所有者の住所

変更後の事項 住所 草加市 **瀬崎五** 丁目**3** 番 **1** 号

申請人 住所 草加市 **瀬崎五** 丁目**3** 番 **1** 号

氏名 **草加 太郎**

認印

連絡先の電話番号 **048-000-0000**

捨印

通知書または  
住居表示実施証明書を添付

添付書類 登記原因証明情報 **1** 通

平成**00**年**00**月**00**日申請 さいたま地方法務局草加出張所

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

申請書提出年月日  
(手続は実施日以降)

不動産の表示

土地の表示

所在	地番	地目	地積
草加市 <b>瀬崎五</b> 丁目	<b>925</b> 番 <b>2</b>	<b>宅地</b>	<b>123.45</b> m <sup>2</sup>
草加市 丁目			m <sup>2</sup>
草加市 丁目			m <sup>2</sup>

新町名を記入

新町名以外は、皆さまがお持ち  
の登記済証（権利証）のとおり  
に記載してください。

建物の表示

所在	草加市 <b>瀬崎五</b> 丁目 <b>925</b> 番地 <b>2</b>				
家屋番号	<b>925</b> 番 <b>2</b>	種類	<b>居宅</b>	構造	<b>木造瓦葺2階建</b>
床面積	1階 <b>78.90</b> m <sup>2</sup>	2階	<b>67.89</b> m <sup>2</sup>		

記載例② 共有の土地と建物を同時に申請する場合

4.5cm×10.5cmの  
スペースを空けてください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成23年7月18日 住居表示実施

変更後の事項 **共有者 草加太郎 及び 草加花子の**  
住所 草加市 **瀬崎五** 丁目 **3** 番 **1** 号

申請人 住所 草加市 **瀬崎五** 丁目 **3** 番 **1** 号

氏名 **草加太郎**

連絡先の電話番号 **048-000-0000**

**草加市瀬崎五丁目3番1号**

**草加花子**

添付書類 登記原因証明情報 **2** 通

平成**00**年**00**月**00**日申請 **さいたま地方方法務局草加出張所**

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税 **申請書提出年月日**  
(手続は実施日以降)

不動産の表示

土地の表示

所在	地番	地目	地積
草加市 <b>瀬崎五</b> 丁目	<b>925</b> 番 <b>2</b>	<b>宅地</b>	<b>123.45</b> m <sup>2</sup>
草加市 丁目			m <sup>2</sup>
草加市 丁目			m <sup>2</sup>

建物の表示

所在	草加市 <b>瀬崎五</b> 丁目 <b>925</b> 番地 <b>2</b>				
家屋番号	<b>925</b> 番 <b>2</b>	種類	<b>居宅</b>	構造	<b>木造瓦葺2階建</b>
床面積	1階 <b>78.90</b> m <sup>2</sup>	2階	<b>67.89</b> m <sup>2</sup>		

住居表示後の  
所有者の住所

捨印

認印

通知書または  
住居表示実施証明書を添付

申請書提出年月日  
(手続は実施日以降)

新町名以外は、皆さまがお持ち  
の登記済証（権利証）のとおり  
に記載してください。

新町名を記入

記載例③ 敷地権付き区分建物の場合

4.5cm×10.5cmの  
スペースを空けてください。

## 登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成23年7月18日 住居表示実施

変更後の事項 住所 草加市 **瀬崎五** 丁目 **3** 番 **1-123** 号

申請人 住所 草加市 **瀬崎五** 丁目 **3** 番 **1-123** 号

氏名 **草加 太郎** 認印

連絡先の電話番号 **048-000-0000**

捨印

住居表示後の所有者の住所

添付書類 登記原因証明情報 **1** 通

通知書または住居表示実施証明書を添付

平成**00**年**00**月**00**日申請 さいたま地方務局草加出張所

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

申請書提出年月日 (手続は実施日以降)

不動産の表示

一棟の建物の表示

所在	草加市 <b>瀬崎五</b> 丁目 <b>925</b> 番地 <b>2</b>
建物の名称	<b>◎◎マンション</b>

新町名を記入

専有部分の建物の表示

家屋番号	<b>瀬崎五</b> 丁目 <b>925</b> 番 <b>2</b> の <b>123</b>	建物の名称	<b>123</b>
種類	<b>居宅</b>	構造	<b>鉄筋コンクリート造1階建</b>
床面積	<b>1</b> 階部分	<b>98.76</b> m <sup>2</sup>	

新町名以外は、皆さまがお持ちの登記済証（権利証）のとおりに記載してください。

敷地権の表示

所在及び地番	地目	地積	敷地権の種類	敷地権の割合
草加市 <b>瀬崎五</b> 丁目 <b>925</b> 番 <b>2</b>	<b>宅地</b>	<b>6543.21</b> m <sup>2</sup>	<b>所有権</b>	<b>54321</b> 分の <b>321</b>
草加市 丁目 番		m <sup>2</sup>		分の
草加市 丁目 番		m <sup>2</sup>		分の

---

## 6 その他

---

### ① 町会・自治会の区域について

町会・自治会は、皆さまが自主的に組織、運営しているもので、町の区域や町名変更に関係するものではありませんので、今まで通りの運営で差し支えありません。

### ② 通学区域について

住居表示によって通学区域が変わることはありません。

### ③ ゴミの収集について

平成23年度中はゴミの収集日・集積所が変わることはありません。

平成24年度以降（平成24年4月1日～）変わる場合は、担当課から連絡いたします。

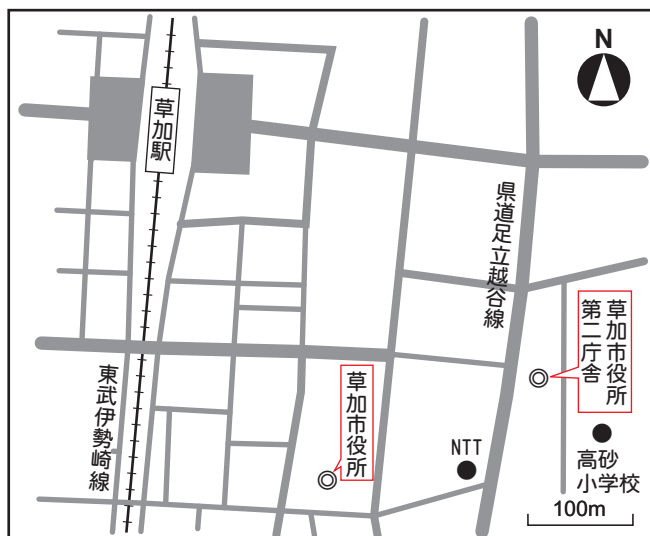
### ④ 郵便物の送付について

市役所等からお送りします通知書等が、事務処理の都合上、旧の住所で郵送される場合がありますので、ご了承くださいませよう願います。

なお、平成23年7月18日に住民票等のデータ更新を行うことにより、住民票データから作成される郵便物の送付先住所は一括で変更されます。



## 7 関係機関案内



### ☆草加市役所

住所：草加市高砂1-1-1

電話：048-922-0151(代)

交通：電車…草加駅より徒歩10分

### ☆谷塚サービスセンター

住所：草加市谷塚町752

電話：048-925-2044(代)

交通：電車…谷塚駅より徒歩12分



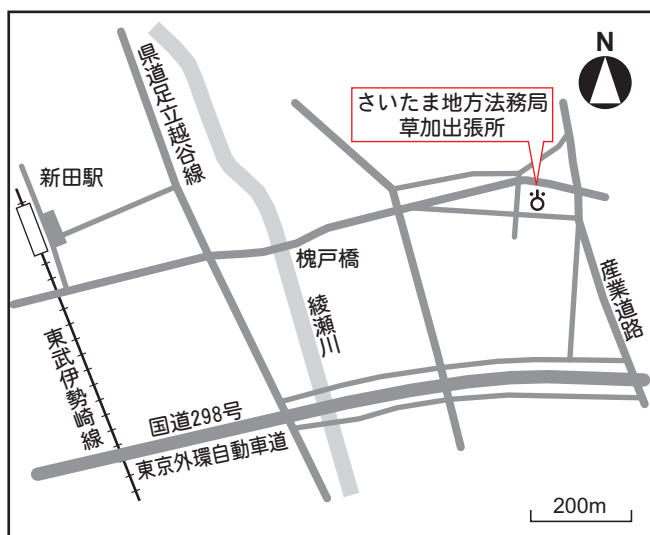
### ☆さいたま地方法務局草加出張所

住所：草加市八幡町735-1

電話：048-936-0355

交通：電車…新田駅より徒歩15分

バス…新田駅東口より「松原団地駅東口行き」または「柿木公民館行き」で「法務局前」下車





★草加郵便局（郵便事業㈱草加支店）

住所：草加市栄町3-8-1

電話：048-935-9731

交通：電車…松原団地駅より徒歩5分

★草加警察署

住所：草加市花栗3-2-23

電話：048-943-0110(代)

交通：電車…松原団地駅より徒歩20分

草加駅より徒歩30分

バス…草加駅西口より「新郷支所經由川口駅行き」または「鳩ヶ谷駅行き」で「花栗」下車徒歩10分  
または「草加園」下車徒歩5分

★越谷年金事務所

住所：越谷市南越谷1-2876-1 越谷コミュニティセンター5階

電話：048-990-3900

交通：電車…東武伊勢崎線・新越谷駅より徒歩5分

JR武蔵野線・南越谷駅より徒歩5分

★埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所

住所：春日部市大字増戸723-1

電話：050-5540-2028（テレホンサービス）

交通：電車…東武野田線・豊春駅より徒歩20分

★軽自動車検査協会 埼玉事務所

住所：上尾市大字平方領領家字前505-1

電話：048-725-2626

交通：バス…大宮駅西口8番乗り場から乗車し「平方領家南」下車

★越谷環境管理事務所

住所：越谷市越ヶ谷4-2-82（越谷県税事務所の3階）

電話：048-966-2311

交通：電車…東武伊勢崎線越谷駅より徒歩10分



草加市



本文に古紙/パルプ配合率100%再生紙を使用しています